

独立行政法人住宅金融支援機構会計規程（抜粋）

第5章 契約

（一般競争契約）

第23条 契約担当役は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、次条及び第25条に規定する場合を除き一般競争に付すものとする。

（指名競争契約）

第24条 契約担当役は、当該契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で前条の一般競争に付する必要がある場合又は同条の一般競争に付することが不利と認められる場合には、指名競争に付することができる。

2 契約担当役は、前項に規定する場合のほか、契約に係る予定価格が少額である場合には、役員が実施細則に定めるところにより、指名競争に付することができる。

（競争契約の参加資格）

第24条の2 契約担当役は、役員が実施細則に定めるところにより、契約の種類及び契約予定金額に応じ、工事、製造又は販売の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について、一般競争又は指名競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。

（随意契約）

第25条 契約担当役は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合（次の各号のいずれかの場合に限る。）、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合には、随意契約によることができる。

- 一 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるものである場合
- 二 契約上特殊の物品又は特別の目的があるため買入先が特定され、又は特殊の技術を必要とする場合
- 三 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものである場合
- 四 契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないものである場合
- 五 競争に付する場合で、機構において特に必要とする物件を得ることができないとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、契約の性質又は目的が競争を許さないものと認められる場合

2 契約担当役は、前項に規定する場合のほか、契約に係る予定価格が少額である場合その他機構の事業運営上特に必要がある場合には、役員が実施細則に定めるところにより、随意契約によることができる。

(予定価格)

第26条 契約担当役は、契約の締結前に、当該契約の締結を必要とする部署（以下「調達部署」という。）から予定価格案を提示させ、当該価格について審査し、予定価格を定めなければならない。ただし、契約の内容が軽易なものであるとき又は契約の性質上予定価格を定める必要がないと役員が実施細則に定める場合は、この限りでない。

2 前項の審査その他予定価格の決定及び取扱いに関して必要な事項については、役員が実施細則に定めるところによる。

(保証金)

第27条 契約担当役は、一般競争又は指名競争に加わろうとする者から入札保証金を、契約を結ぼうとする者から契約保証金を、それぞれ納めさせなければならない。ただし、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき又は契約を結ぼうとする者が契約上の義務を確実に履行できると認められるときは、それぞれ入札保証金又は契約保証金の一部又は全部を免除をすることができる。

2 前項の保証金の納付は、国債又は償還が確実に認められる有価証券その他の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(契約の相手方)

第28条 契約担当役は、競争に付する場合においては、その契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高の価格又は最低の価格をもって申込みをした者（以下「相手方となるべき者」という。）を契約の相手方とする。ただし、支出の原因となる契約について次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、相手方となるべき者以外の者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

- 一 相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
- 二 相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき

2 前項第1号の場合において、調査を行う場合の手続は、財務企画部長が実施細則に定めるところによる。

3 第1項第2号に該当する場合にあっては、契約担当役は、その理由及び意見を記載した書面を理事長に提出し、相手方となるべき者を契約の相手方としないことについて承認を求めなければならない。

4 契約担当役は、その性質又は目的から第1項の規定により難しい契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が機構にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができるものとし、その決定方法については、役員が実施細則に定めるところによる。

（保証金の帰属）

第29条 第27条の規定により納付された入札保証金のうち、落札者の納付に係るものは、その者が契約を締結しないときは機構に帰属する。

2 第27条の規定により納付された契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは機構に帰属する。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

（契約書）

第30条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し別に定める条項を記載した契約書を作成しなければならない。

2 契約担当役は、前項の規定にかかわらず、役員が実施細則に定めるところにより契約書の作成を省略することができる。

（契約に係る情報の公表）

第30条の2 契約担当役は、契約（第33条の2に規定する理事長が行う契約を含む。）に係る情報を公表しなければならない。ただし、役員が実施細則に定める契約については、この限りでない。

（監督）

第31条 調達部署は、契約が締結されたときは、契約の履行を確保するため、立合い、指示その他適切な方法によって、その履行の状況を監督し、必要に応じて契約担当役に報告しなければならない。ただし、契約の性質又は内容が特に監督を要しないと認められるときは、この限りでない。

(検査)

第32条 調達部署は、契約の相手方が契約の履行を完了したとき又は契約の履行中において必要があるときは、契約書、仕様書その他関係書類に基づいて、その履行の結果を検査し、契約担当役に報告しなければならない。ただし、契約の性質又は内容が特に検査を要しないと認められるときは、この限りでない。

(政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等の調達手続)

第33条 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）その他の国際約束に係る物品等の調達手続については、「政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続を定める規程」（平成19年住機規程第36号）に定めるところによる。